



発行 新潟県
第 40 号
 平成27年5月26日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 799 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 800 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 801 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 802 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 803 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 804 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 805 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 806 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 807 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託（病院局業務課）

告 示

◎新潟県告示第799号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
甲 田 亮	内科	新潟県立六日町病院	南魚沼市六日町636-2	H27.5.1	第15条第1項の医師に指定した
森 茂	内科、神経内科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	〃	〃
井上 真	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
梨本 篤	外科	南部郷総合病院	五泉市村松1404-1	〃	〃
加澤 敏広	内科	南部郷総合病院	五泉市村松1404-1	〃	〃
川瀬 大央	整形外科	立川総合病院	長岡市神田町3-2-11	〃	〃
佐々木 崇暢	耳鼻咽喉科	佐渡総合病院	佐渡市千種161	〃	〃

◎新潟県告示第800号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
麻植ホルム 正之	内科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H25.12.10
加藤 義一	内科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H27.3.27
野口 武雄	内科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H27.3.27
倉田 和夫	整形外科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H27.3.27
今野 卓哉	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	H27.4.1
田中 顕	外科	田中外科医院	十日町市田中町本通り272-3	H27.4.2
真部 虔司	外科	真部外科医院	糸魚川市大字能生6905	H27.4.3
番場 道夫	外科	番場外科胃腸科医院	五泉市本町2-3-19	H27.4.4
諸富 武彦	内科、外科	諸富医院	佐渡市両津夷90	H27.4.13
杉本 努	心臓血管外科	立川総合病院	長岡市神田町3-2-11	H27.5.1
原 潤一郎	整形外科	上越総合病院	上越市大道福田616	H27.5.11
富田 幸治	内科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	H27.5.13
那須野 暁光	内科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	H27.5.13

◎新潟県告示第801号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (整形外科に関する医療)	平成27年6月1日

一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (脳神経外科に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (口腔に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (免疫に関する医療)	平成27年6月1日

◎新潟県告示第802号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成27年5月18日認可した。

平成27年5月26日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第803号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成27年5月15日認可した。

平成27年5月26日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第804号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり三条土地改良区頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年5月26日

新潟県三条地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
三条市中新30番60号
三条土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年5月18日
- 3 認可した管理規程の概要
五十嵐川下流部頭首工(管理事務所、電気施設、その他の附帯施設を含む)の維持操作、その他の管理について必要な事項を定めたもの。

◎新潟県告示第805号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市及び小千谷市の一部を受益地域とする県営越路原地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年5月27日から平成27年6月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
長岡市役所
小千谷市役所
- 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営鏡坂第1地区農用地保全施設整備（ため池等整備「震災対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成27年5月27日から平成27年6月23日まで

3 縦覧に供する場所
十日町市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市及び北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営中曽根地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月26日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成27年5月27日から平成27年6月23日まで

3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎及び北蒲原郡聖籠町役場

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成27年5月26日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟市中央区米山2丁目5番地1
株式会社BSNアイネット
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで